

高屋西小学校区中島地区

日名条自治会規約

(平成25年 3月 3日作成)
平成25年 4月 1日施行
平成26年 4月 6日改定
平成27年 4月 5日改定
平成28年 4月 3日改定
平成29年 4月 2日改定
平成30年 5月20日改定
平成31年 4月14日改定
令和 2年 4月12日改定
令和 3年 2月14日改定
令和 3年 3月21日改定
令和 3年 4月 4日改定
令和 3年 4月18日改定

日 名 条 自 治 会 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日名条自治会と称する（以下日名条自治会を「本会」と表す）。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、東広島市高屋町中島の日名条区域とする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 本会は、区域内住民の親睦を図ると同時に、住民それぞれの持ち味を活かした自主的な協働活動によって、課題の解決に向けたより住みやすい地域づくりを推進する。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 住民相互のより良好な人間関係づくりの基礎となる親睦や地域振興を図る行事に関すること。
- (2) 区域内をより住みやすくするための環境美化や環境整備を図る活動に関すること。
- (3) 子どもや高齢者を含めたすべての住民が安心・安全な暮らしができる地域にするための活動に関すること。
- (4) 災害時の被害を最小限に抑えることを目的とした自主防災活動に関すること。この組織と活動内容は、別に定める細則4自主防災会防災計画に則って行なうものとする。
- (5) 高屋西小学校区住民自治協議会の各事業に関すること。
- (6) 行政施策の実施への協力に関すること。

第3章 組織

(会員)

第6条 本会は、本会の区域内に住所を有し、本会の目的に賛同する世帯をもって会員とする。

(入会及び退会)

第7条 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

2 本会会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から退会の届け出があった場合

3 本会を退会した者は、会員として保有していた本会に対する全ての権利を放棄するものとする。

4 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 : 1名

- (2) 副会長 : 2名
- (3) 会計委員 : 1名
- (4) 監事 : 2名
- (5) 班長 : 各班1名ずつ・班の数
- (6) 壮青年会部長 : 1名
- (7) 青少年育成部部長 : 1名
- (8) 書記 : 1名

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計委員は、本会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、会計及び資産の状況並びに業務遂行状況を監査する。
- 5 班長は、班を代表して会員との連絡調整を行う。
- 6 壮青年会部長は、壮青年会を統括し、その事業活動を推進する。
- 7 青少年育成部部長は、子どもの保護者を代表して、本会の事業活動を推進する。
- 8 書記は議事の記録及び広報活動を行う。
- 9 役員の仕事の詳細は、細則3に定める

(役員を選任)

第10条 役員(書記を除く)は、会員の中から総会において選任する。

- 2 会長、副会長、会計委員については、会員の立候補により選任する。
- 3 立候補がない場合には、細則5に定める班の持ち回り分担表に基づき選任する。
- 4 監事は、役員会の推薦により選任する。監事は、会長、副会長その他の役員と兼務できない。
- 5 班長は、班内の慣行を考慮し選任する。
- 6 書記は、会長が選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、班長、壮青年会部長、青少年育成部部長はこれに限らない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 前任役員は、速やかに後任役員へ事務引継ぎを行わなければならない。

(顧問)

第11条の2 本会の会務を円滑に行うため顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。
- 4 顧問の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会に、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 前項の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) その他必要な事項

(招集)

第 13 条 総会は、毎年 1 回 4 月に開催する。

ただし本会会員の五分の一以上の開催請求があった場合、又は役員会において総会決定の決議があった場合は、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(総会)

第 14 条 総会は、本会会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席したもののみならず。議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 活動計画及び活動報告に関する事項
 - (2) 規約の改定に関する事項
 - (3) 予算及び決算並びに監査に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) その他本会の運営上特に重要な事項

(役員会)

第 15 条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (3) 本会の活動を円滑に行うための必要な事項

(役員会の運営)

第 16 条 役員会は、第 8 条に定める監事を除く役員をもって組織する。

- 2 役員会の議長は、会長とする。
- 3 役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 会長は、本会運営に必要と認める者を出席させることができる、

第 5 章 会計

(本会の資産)

第 17 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 本会会長の報償費
- (3) 東広島市からの報償費
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(会費)

第 18 条 本会の会費は世帯単位とし、その額は次のとおりとする。

(1) 一会員年額 1,800 円

(2) 年度途中の入会会員は、月額 150 円×加入月数

2 会費は、現金にて一括納付する、

3 納付された会費は返還しないものとする。

(経費の支弁)

第 19 条 本会の活動に必要となる経費は、本会の資産をもって支弁する。

(役員手当)

第 19 条の 2 本会の役員に手当を支給する。手当の額は細則 2 に定める。

(部会活動費)

第 19 条の 3 壮青年会及び青少年育成部に活動費を支給する。活動費の額は細則 2 に定める。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 20 条 本会の収入および経費を明らかにするために、会計委員は会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

2 会計及び資産に関する帳簿その他本会の活動に関する書類は、5 年間保存されなければならない。

3 本会会員が帳簿その他の書類の閲覧を請求したときは、これを開示する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 雑則

(規約の変更)

第 22 条 この規約は、総会の議決を経なければ、これを変更することができない。

(細則)

第 23 条 本会の運営に関しこの規約に定めるもののほかに必要と認められる事項は、役員会の議決を経て細則として定めることができる。

2 会長は、前項において定められた細則を、速やかに会員へ通知しなければならない。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は一部改定し、平成 26 年 4 月 6 日から施行する。

この規約は一部改定し、平成 27 年 4 月 5 日から施行する。

この規約は一部改定し、平成 28 年 4 月 3 日から施行する。

この規約は一部改定し、平成 29 年 4 月 2 日から施行する。

この規約は一部改定し、平成 30 年 5 月 20 日から施行する。

この規約は一部改定し、平成 31 年 4 月 14 日から施行する。

この規約は一部改定し、令和 2 年 4 月 12 日から施行する。

細則1：道路・河川の維持作業に関する細則

- 1 実施回数 年度中3回以内
- 2 実施時期 6月、9月、12月
- 3 作業時間 2時間又は4時間
- 4 本作業は、本会加入全会員がその労務を提供して、地区内の環境を整備する重要な活動の一つである。全会員の参加が求められるため作業に参加しない会員には出不足代としての寄附を依頼する。その取り扱いについては、従来行なわれていた本会の慣行を考慮して、毎年度役員会において決定することとする。

なお、病気等真にやむを得ない理由により参加できない場合には、事前に班長へ連絡することとする。

附則

この細則1は、平成25年4月1日から施行する。

この細則1は一部改定し、平成28年4月3日から施行する。

この細則1は一部改定し、平成29年4月2日から施行する。

この細則1は一部改定し、令和2年4月12日から施行する。

細則2：経費の支弁等

- 1 規約第19条に規定する本会の活動に必要な経費は、役員会において活動計画に基づき項目ごとに予算案を作成する。

2 集会所施設整備等に要する資金は、特別会計により積立てを行うことができる。

- 3 規約第19条の2に規定する役員手当は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----|----------------------------|
| (1) 会長 | 年額 | 50,000円 |
| (2) 副会長一人当たり | 年額 | 20,000円 |
| (3) 会計委員 | 年額 | 10,000円 |
| (4) 監事一人当たり | 年額 | 2,000円 |
| (5) 班長一人当たり | 年額 | 600円×各班の <u>年会費徴収時の会員数</u> |
| (6) 書記一人 | 年額 | 10,000円 |

この手当は、高屋西小学校区住民自治協議会から配分される広報配布報償費一戸当たり1,000円に自治会加入世帯数を乗じた金額と、自治会非加入世帯数に一戸当たり400円を乗じた金額の合計額が基本になっている。

- 4 規約第19条の3に規定する部会活動費は次のとおりとする。

○ 壮青年会

細則3第6項に記載された事業に対し、1事業当たり30,000円以内で予算に定める額

○ 青少年育成部

細則3第8項に記載された事業に対し、1事業当たり30,000円以内で予算に定める額

附則

この細則2は、平成25年4月1日から施行する。

この細則2は一部改定し、平成28年4月3日から施行する。

この細則2は一部改訂し、平成31年4月14日から施行する。

この細則2は一部改定し、令和2年4月12日から施行する。

この細則2は一部改定し、令和3年2月14日から施行する。

細則3：組織と役割

規約第9条第9項の規定による役員の役割は次のとおりとする。

- 1 会長は、他の役員と緊密な話し合いのうえ、全体の融和を図りながら次の役割を担うものとする。
 - (ア) 日名条自治会内の各種要望・苦情（道路修繕・防犯灯・放置自転車・危険個所など）を集約し、高屋西小学校区住民自治協議会、東広島市担当課へ連絡・申請・報告する。
 - (イ) 学校関係行事（子育て推進協議会・PTA活動特に資源回収や清掃活動）に協力する。又子どもが犯罪や事故に遭わないよう関係機関と連携を図る。
 - (ウ) 警察、消防団と協力し、防犯・防災の意識を啓発する。
 - (エ) 市の広報などの文書を各班長に配布し、また回覧版を準備する。
 - (オ) 区域内に居住する自治会の非加入世帯（アパート・マンションなど）への広報を配布すると同時に、自治会加入の働きかけを行なう。
 - (カ) 高屋西小学校区住民自治協議会の部会に参加し、その活動に協力する。又その情報を日名条自治会へ報告する。
 - (キ) 高屋西小学校区住民自治協議会における各部会の事業活動には、必要に応じて副会長又は他の会員の協力を得ることができる。
 - (ク) 高屋西小学校区住民自治協議会における事業活動に協力する際、従来の日名条自治会の会務を圧迫する恐れのある事業、あるいは本会活動に支障を来す恐れのある事業に関しては、その協力に対して慎重に対応しなければならない。
 - (ケ) 本会規約第5条（4）に定める自主防災会の会長は、本会会長が兼務する。
- 2 副会長は、本会の会務のうち特に次の役割を協力して行なうこととする。
 - (ア) 地域環境の整備としての市の道路河川維持管理作業（6月・9月・12月）の申請、実施の統括及び報告を行なう。又この作業を各班の協力を得て行なうものとする。
 - (イ) 「粗大ゴミ」収集作業の実施を各班の協力を得て行なう。
 - (ウ) 高屋西小学校区住民自治協議会における各部会の各事業活動には、会長の補佐として協力する。
- 3 班長は、本会会務のうち次の役割を担う。
 - (ア) 班長は、班をまとめ、班を代表して会務を遂行する。
 - (イ) 会長から配送された市の広報などの文書を各戸へ配布し、又回覧版の伝送を行なう。
 - (ウ) 会費の集金を行ない、それをまとめて期日までに会計委員に納入する。
 - (エ) 班の構成員に自治会の情報を周知するように心がけ、また班内に各種の要望苦情があればそれを会長に報告し、また課題の解決に協力する。

- 4 会計委員は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。又総会においては、会計報告を行なう。
- 5 監事は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査し、総会において監査報告を行なう。
- 6 壮青年会部長は、壮青年会を統括し、特に次の役割を担う。
 - (ア) 「貴船神社の祭」、「とんど」など地域振興事業を壮青年会とともに担当し、本会会務に協力する。
 - (イ) 壮青年会協力班の協力を得ながら地域振興事業を行なう。
- 7 壮青年会協力班は、壮青年会が行なう前項の活動及び地域振興事業に協力する。
- 8 青少年育成部部長は、青少年育成部をまとめ又青少年育成部を代表し、特に次の役割を担う。
 - (ア) 高屋西小学校のPTA特に地域長、地域推進委員を中心として、高屋西小学校区住民自治協議会が行なう「区民スポーツ大会」に協力する。
 - (イ) 青少年育成部とともに日名条地域の「亥の子祭」を計画・実行し、地域の児童の健全育成に寄与する。
- 9 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。また、ホームページの作成・運営等により本会の広報活動を行う。

附則

この細則3は、平成25年4月1日から施行する。

この細則3は一部改定し、平成27年4月5日から施行する。

この細則3は一部改定し、平成31年4月14日から施行する。

この細則3は一部改定し、令和2年4月12日から施行する。

この細則3は一部改定し、令和3年4月18日から施行する。

細則 4 : 日名条自治会自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、日名条自治会自主防災会規約第5条に基づき定めるもので、水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 地域の災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 水防活動、出火防止及び初期消火に関すること。
- (7) 救出・救護に関すること。
- (8) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関すること。
- (9) 給食・給水に関する事
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成及び事務担当・会議

自主防災会の組織編成は、自治会組織とほぼ同じとし自主防災担当の顧問を設ける。別紙自治会連絡網・組織図とする。被災直後の初期消火及び救出は第一発見者等や近隣住民が実地しなければならないが、自治会としての消火・救出班は設置せず消防機関及び消防団へ委任し、当自主防災会としては下記2班に集約する。

- (1) 総務情報班（本部：被害情報の収集・伝達、区民の安否情報の集約）
- (2) 避難誘導班（区民の安否情報、避難誘導、要援護者の支援等）

防災計画の一切の事務他は主として防災を担当する顧問とする。

防災担当顧問は消防署・消防団員及びその OB、民生委員・社会福祉協議会等委員の互選とし会長が指名する。又、消防署・危機管理課・住民自治協議会への訓練指導（通知・依頼）書の作成・提出・指導を行う。

任期は2年とし再任を妨げない。

防災会議は4月（定期総会）・5月（6月訓練実施の有無）・6月（訓練報告）・8月（9月訓練実施の有無）・9月（訓練報告）・12月（1月実施の有無）・3月（年間計画）及び会長が必要と認めた月の役員会時とする。

(2) 災害警戒（対策）本部の設置

次の事象が生じたときは、会長、副会長、及び担当顧問は、連絡を取り最適な場所に災害警戒（対策）本部を設置し情報の収集を行う。

※風水害は、警戒レベル3の発表による
 ※地震の場合は、震度5弱以上の発表による

自治会員への連絡は日名条自治会連絡網により行う。

(3) 災害発生時の活動概要マニュアル

区 分		担当	災害発生時の活動
総務情報班 (災害対策本部)		会長他役員・顧問	会長、副会長及び各班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。 ① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 ② 災害情報の収集、区民への伝達 ③ 会員の安否情報等の集約 ④ 各班の活動状況の把握と記録 ⑤ 消防署などの防災機関への連絡
避難誘導班	(災害発生時の初期対応)	班長以下自治会員	迅速に土嚢積みや初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。 ① 風水害時の土嚢積などの水防活動 ② 地震時の初期消火 ③ 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底
	(救出活動の初期対応)	〃	大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、 <u>自分たちでできる</u> 応急手当や救助を行う。 ① 危険箇所のパトロール ② 道路冠水時、安全な場所への救出活動 ③ 倒壊家屋の下敷きになった人の救出 ④ 負傷者の応急手当の実施及び搬送
	(避難誘導の初期対応)	〃	区民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。 ① 要援護者の避難誘導、避難支援 ② 会員の安否確認、避難誘導 ② 避難所の運営
	(避難所での対応)	〃	救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。 ① 自主防等災害対応従事者への炊き出し ② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 風水害、地震、火災等についての知識に関すること。
- ③ 風水害時等の早期避難に関すること。
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑦ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 東広島市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 会員による区内の踏査
- ④ 地区の長老からの聞き取り
- ⑤ 災害記録の編さん

6 防災訓練（行事に合わせて実施）

風水害・大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 実施時期

6月・9月の道づくり、とんど等、区の催し物に付随する形式で随時実施する。

*例えば、壮青年会の夏季懇親会のバーベキューで飯ごう炊飯等を行う。

(2) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 水防・消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難・誘導訓練

② 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

③ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(3) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

本部（総務情報班）は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

8 水防活動、出火防止及び初期消火

(1) 水防活動

東広島市及び消防団に協力し土のう積を行う。

(2) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月9日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材の配備を要請する。

- ① 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・

救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力すると同時に消防署へ**119番通報**を行う。

(2) 医療機関への連絡

現場付近のものは負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、消防署及び医療機関へ連絡する。又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

現場付近の者及び役員は防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導及び避難所の組織的運営

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 災害時要援護者の支援

自主防災会会長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し災害時要援護者の避難支援を指示する。避難誘導班は、災害時要援護者の支援者として、**あらかじめ民生委員他からの情報を基に複数**の者を定めておく。

緊急の場合は、自主防災会会長の指示がなくても避難支援を行う。

(2) 避難誘導の指示（各自の判断で行う）

自治会員は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、自主防災会会長及び役員などと連絡を取る事とする。会長・役員等はその必要であると認めるとき、避難誘導の指示を行う。緊急の場合は各自の判断で行う

(3) 避難誘導（各自の判断で行う）

避難誘導班は、行政・及び自主防災会会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を指定避難所（高屋西小学校、高屋中学校、高美ヶ丘地域センター他）に誘導する事とするが、的確な状況判断の元に行う。近隣の一時避難所及び自宅等の上層階も考慮する事。

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、東広島市の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

(1) 災害対策本部において

区の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

(2) 避難所において

避難者に対して炊き出しを行うとともに、市等から配布された食料、飲料水等を適正に配分する。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者の個別支援計画の作成

災害時要援護者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要援護者等について予め個別支援計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要援護者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、ヘルメット
水防用	降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ペンチ、ハンマー、ロープ、一輪車、防塵マスク等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート リヤカー
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等
給食・給水用 (自治会内講中備品を検討する)	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等

(2) 定期点検

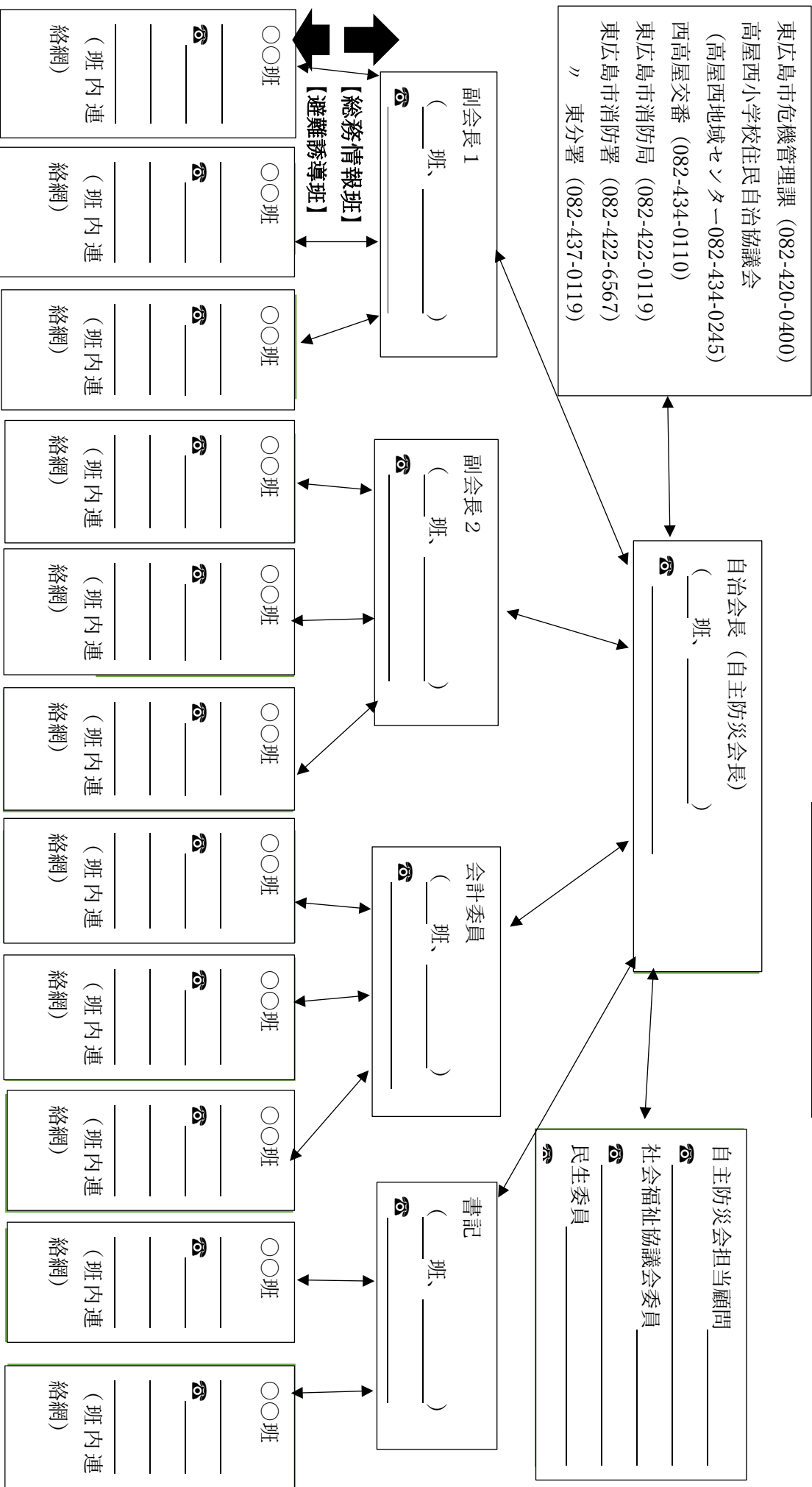
防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

附則 この細則4は、平成26年4月6日から施行する。

この細則4は、平成27年4月5日に更新する。

この細則4は全面改定し、令和3年3月21日から施行する。

日名条自治会連絡網 及び自主防災会組織基本図



*各班は班内での連絡網により連絡してください。又、日頃から一人暮らし・要介護者の状況を把握しておいて下さい。

*警戒レベル4で全員避難です！日頃から避難場所の確認をしておきましょう。

*個人情報保護法を守り、運用には十分注意してください

○青少年育成部 (〇〇) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ○壮青年会 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

細則5：班の持ち回り分担表

- 1 本会の班における役割分担は、下記分担表に基づいて、2年の持ち回りとする。
ただし、班長は各班の事情によりこの限りではない。
6班と7班のアパート・マンション居住者は、班長のみ選出するものとする。
- 2 壮青年会及び青少年育成部は、その組織の性格上持ち回りができないので、下記の表に入っていない。
- 3 班長の交代は、各班において次期班長選出の調整をしておかなければならない。

		1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	8班	9班	10班	11班
2013 2014 平成 25 ・ 26 年度	会長					○						
	副会長	○										
	会計委員		○		○							
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/
	壮青年会協力班								○			
	青少年育成部協力班									○		
2015 2016 平成 27 ・ 28 年度	会長		○									
	副会長			○								
	会計委員				○							
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	壮青年会協力班									○		
	青少年育成部協力班										○	
2017 2018 平成 29 ・ 30 年度	会長		○									
	副会長				○							
	会計委員					○			○			
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	壮青年会協力班										○	
	青少年育成部協力班											○
2019 2020 令和 元 ・ 2 年度	会長				○							
	副会長					○						
	会計委員	○							○			
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	壮青年会協力班											○
	青少年育成部協力班	○										
2021 2022 令和 3 ・ 4 年度	会長	○										
	副会長			○								
	会計委員								○			
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	壮青年会協力班	○										
									○			
2023 2024 令和 5 ・ 6 年度	会長								○			
	副会長			○								
	会計委員				○					○		
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	壮青年会協力班		○									
										○		

		1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	8班	9班	10班	11班
2025 2026	令和7・8年度			○								
	会長				○							
	副会長									○		
	会計委員										○	
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壮青年会協力班			○							○		
2027 2028	令和9・10年度									○		
	会長				○							
	副会長										○	
	会計委員					○						
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壮青年会協力班				○							○	
2029 2030	令和11・12年度											
	会長				○							
	副会長					○					○	
	会計委員											○
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壮青年会協力班					○			○				
2031 2032	令和13・14年度										○	
	会長											
	副会長					○						○
	会計委員	○										
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壮青年会協力班	○								○			
2033 2034	令和15・16年度											
	会長					○						
	副会長	○										○
	会計委員								○			
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壮青年会協力班		○								○		
2035 2036	令和17・18年度											○
	会長											
	副会長	○							○			
	会計委員		○									
	班長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壮青年会協力班			○								○	

附則

この細則5は、平成25年4月1日から施行する。

この細則5は一部改定し、平成26年4月6日から施行する。

この細則5は一部改定し、平成30年5月20日から施行する。

この細則5は一部改定し、令和3年4月4日から施行する。